

岩出市行政財産の貸付けに関する要綱を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 7 日

岩出市長 中 芝 正 幸

岩出市訓令第 2 3 号

岩出市行政財産の貸付けに関する要綱 (趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 3 8 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、市有財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下「庁舎等」という。）の余裕部分（以下「貸付物件」という。）を貸し付ける場合の取扱いについて、岩出市財務規則（平成 1 8 年岩出市規則第 3 3 号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付物件の基準等)

第 2 条 貸付物件の貸付けに当たり、設置場所、貸付面積、設置機器等の種類及び台数については、市長がその都度定めるものとする。

2 前項の規定により定める貸付面積は、法第 2 3 8 条の 4 第 2 項の規定に基づき、庁舎等の用途又は目的を妨げない範囲を限度とする。

(貸付期間)

第 3 条 貸付期間は 5 年以内とする。

(貸付料)

第 4 条 貸付料は、貸付期間中の総額によるものとする。

(貸付けの相手方の選定)

第 5 条 貸付けの相手方は、貸付料について一般競争入札（以下「入札」という。）を行い選定するものとする。この場合においては、最低貸付料を定め

るものとし、岩出市行政財産使用料条例（平成１８年岩出市条例第１号）第２条に準じて算定した額を下回ってはならない。

- ２ 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、他の方法により貸付けの相手方を選定することができる。

（入札参加資格）

第６条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）を備えなければならない。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
- （２）次条に規定する公告の日から過去３年の間、政令第１６７条の４第２項の規定に該当する者でないこと。
- （３）岩出市における市税及び使用料等を滞納していない者であること。
- （４）「岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱」別表の措置要件に該当する者でないこと。
- （５）前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

（入札の公告）

第７条 市長は、貸付物件の貸付けについて、入札により契約を締結しようとするときは、政令第１６７条の６第１項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

- ２ 前項の公告には、当該入札に係る最低貸付料を明示するものとする。

- ３ 入札に係る募集要項、契約書案、仕様書等（以下「募集要項等」という。）の縦覧及び配布は、公告により定めるものとする。

（入札参加申請及び参加資格審査）

第８条 入札に参加しようとする者は、公告において指定する期日までに一般競争入札参加資格申請書（様式第１号）等を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（入札参加資格の確認）

- ２ 市長は、前項の規定による申請を審査して入札参加資格の有無を確認し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。ただし、入札参加資格がないとした者については、その理由を付すものとする。

- ３ 前項の規定により、当該入札参加資格を有するとされた者（以下「参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加することができない。その時は、速やかに

当該参加資格者に対し、理由を付して通知するものとする。

(1) 入札参加資格を有しないこととなったとき。

(2) 入札参加申請及びその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

(入札の執行等)

第9条 入札の執行については、次に定めるところによる。

(1) 市長は、資格確認の結果、参加資格者が2者以上ある場合は入札を執行する。この場合においては、入札の執行時に当該入札に参加するものが1者であっても入札を執行することができる。

(2) 入札の執行回数は、1回とする。

2 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、公告において指定した日時及び場所において、市長の指示により提出しなければならない。

3 郵便による入札は、認めない。

4 同一人が代表者となる法人等は、重複して入札に参加することはできない。

5 入札参加者は、市長から示された募集要項等その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

(入札の辞退)

第10条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行日前にあっては、別に定める入札辞退届を市長に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。

(2) 入札執行日にあっては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第11条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第12条 市長は、次に該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

(1) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき。

(2) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前項の規定により入札を中止した場合も、同様とする。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

(2) 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの

(3) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名又は押印のないもの

(4) 同一事項の入札について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合のそのいずれもの入札

(6) 金額を訂正した入札書による入札

(7) 金額の記入がない入札書による入札

(8) 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札

(9) 最低貸付料未満の入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第14条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において、原則として入札参加者を立ち合わせて行う。

(落札者の決定)

第15条 市長は、最低貸付料以上の額で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 前項の場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(入札結果等の公表)

第16条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに入札結果を公表するものとする。

(貸付契約)

第17条 契約を締結しようとする者（以下「契約者」という。）は、入札日から10日以内に、市長が定める契約書により契約を締結しなければならない。

- 2 契約者は、市長が認めるとき以外は、貸付物件の使用目的及び現状の変更はしてはならない。

(貸付料の納付)

第18条 貸付料は、貸付期間中の年度ごとに、市長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(電気料)

第19条 貸付物件において生じる電気料は、「岩出市役所庁舎等における自動販売機の設置に係る電気料金に関する要綱」(平成24年岩出市訓令第7号)に基づき徴収するものとする。

- 2 庁舎等の電源から配線等に要する経費及び庁舎等の電源の改修等が必要となる場合の経費は、契約者の負担とする。

- 3 前条の規定は、電気料の納付について準用する。

(延滞損害金)

第20条 契約者が、貸付料又は電気料をその納付期限までに納付せず、市長が別に定める期限を指定して督促状を発した場合において、なおその指定期限までに納付しないときは、納付期限の翌日からこれを納付する日までの日数に応じ、政府の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する割合で延滞損害金を徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(補足)

第21条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年12月17日から施行する。

(岩出市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱の廃止)

- 2 岩出市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱(平成25年岩出市訓令第2号)は、廃止する。

(岩出市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領の廃止)

- 3 岩出市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実

施要領（平成 2 5 年岩出市訓令第 3 号）は、廃止する。